

四日市市運動施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 3 1 日

四日市市長 森 智 広

四日市市規則第 4 5 号

四日市市運動施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

四日市市運動施設の設置及び管理に関する条例施行規則（平成 3 0 年四日市市規則第 3 8 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この規則は、四日市市運動施設の設置及び管理に関する条例（昭和 5 2 年四日市市条例第 3 1 号。以下「条例」という。）<u>第 1 5 条</u>の規定に基づき、条例の施行について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(休業日)</p> <p>第 2 条 四日市市運動施設（以下「運動施設」という。）の休業日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者（地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）が特別の理由があると認めるときは、市長の承認を得て、休業日を変更することができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 前号のほか、四日市市温水プール（以下「温水プール」という。）につ</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この規則は、四日市市運動施設の設置及び管理に関する条例（昭和 5 2 年四日市市条例第 3 1 号。以下「条例」という。）<u>第 1 6 条</u>の規定に基づき、条例の施行について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(休業日)</p> <p>第 2 条 四日市市運動施設（以下「運動施設」という。）の休業日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者（地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）が特別の理由があると認めるときは、市長の承認を得て、休業日を変更することができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 前号のほか、四日市市温水プール（以下「温水プール」という。）につ</p>

いては、月曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日にあたるときは、その日後においてその日に最も近い平日（土曜日、日曜日及び休日でない日をいう。）とする。

(3) (略)

(個人使用に供する施設及び使用日)

第3条 個人使用に供する施設は次の表の左欄に掲げる施設とし、その使用日は同表の右欄の期間内で、指定管理者が市長の承認を得て定める日とする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、同表の右欄の期間を変更することができる。

施設名	期間
霞ヶ浦プール	(略)
四日市市中央第2体育館（以下「中央第2体育館」という。）	1月4日から12月28日まで
四日市市中央陸上競技場（以下「中央陸上競技場」という。）	ただし、温水プールについては、月曜日（その日が国民の祝日に関する法律に定める休日にあたるときは、 <u>その日後においてその日に最も近い平日（土曜日、日曜日及び休日でない日をいう。）</u> を除く。
四日市市中央フットボール場（以下「中央フットボール場」という。）	
Aフィールド)	

いては、月曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日にあたるときは、その翌日とする。

(3) (略)

(個人使用に供する施設及び使用日)

第3条 個人使用に供する施設は次の表の左欄に掲げる施設とし、その使用日は同表の右欄の期間内で、指定管理者が市長の承認を得て定める日とする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、同表の右欄の期間を変更することができる。

施設名	期間
霞ヶ浦プール	(略)
四日市市中央第2体育館（以下「中央第2体育館」という。）	1月4日から12月28日まで
四日市市中央陸上競技場（以下「中央陸上競技場」という。）	ただし、温水プールについては、月曜日（その日が国民の祝日に関する法律に定める休日にあたるときは、 <u>その翌日</u> ）を除く。
四日市市中央フットボール場（以下「中央フットボール場」という。）	
Aフィールド)	

四日市市楠体育館（以下「楠体育館」という。）
四日市市松原テニスコート（以下「松原テニスコート」という。）
温水プール
四日市市三滝武道館（以下「三滝武道館」という。）

2 （略）

（使用許可の申請）

第4条 条例第3条第1項の規定により運動施設の使用の許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、別表第1に定める申請期間内に四日市市公共施設使用許可申請書（第1号様式）により、個人使用の場合にあっては、口頭で指定管理者に申請しなければならない。

2 （略）

四日市市楠体育館（以下「楠体育館」という。）
四日市市松原テニスコート（以下「松原テニスコート」という。）
温水プール
四日市市三滝武道館（以下「三滝武道館」という。）

2 （略）

（使用許可の申請）

第4条 条例第5条第1項の規定により運動施設の使用の許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、別表第1に定める申請期間内に四日市市公共施設使用許可申請書（第1号様式）により、個人使用の場合にあっては、口頭で指定管理者に申請しなければならない。

2 （略）

（四日市市公共施設案内・予約システムの利用者登録申請）

第7条 申請者で四日市市公共施設案内・予約システム（以下「システム」という。）を利用しようとするものは、システム利用者登録申請書（第2号様式）により指定管理者に申請し、システム利用者登録済証（第3号様式。以下「登録

済証」という。)の交付を受けなければならない。ただし、既に登録済証の交付を受けているものは、この限りでない。

2 前項の登録の有効期間は、登録の日から3年間とする。

3 登録を受けた者(以下「登録者」という。)は、登録事項に変更が生じたとき及び廃止しようとするときは、システム利用者登録申請書により、指定管理者に登録の変更及び抹消を届け出なければならない。

4 登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、指定管理者は、登録を抹消するものとする。

(1) 登録の廃止の届出をしたとき。

(2) 団体が解散したとき。

(3) 登録事項の変更の届出を怠ったとき。

(4) 前各号のほか、指定管理者等が登録者として不相当と認めたとき。

5 指定管理者等は、システムに障害が発生したとき又は点検の必要があるときは、システムを一時停止することができる。

(仮予約の申請)

第8条 指定管理者は、システムを利用して仮予約の申請を受け付けることができるものとする。ただし、仮予約ができる施設は、別表第2の左欄のとおりとする。

2及び3 (略)

(仮予約の申請)

第7条 指定管理者は、四日市市公共施設案内・予約システムを利用して仮予約の申請を受け付けることができるものとする。ただし、仮予約ができる施設は、別表第2の左欄のとおりとする。

2及び3 (略)

(使用の許可)

第 8 条 指定管理者は、運動施設の使用を許可したときは、専用使用の場合にあつては四日市市公共施設使用許可書(第 2 号様式)を、個人使用の場合にあつては、四日市市運動施設個人使用券(第 3 号様式から第 8 号様式まで)を申請者に交付するものとする。

2 (略)

(使用の変更等)

第 9 条 使用者は、使用許可書に記載された事項を変更し、又は使用を取り消そうとするときは、四日市市公共施設使用変更(取消)・還付申請書(第 9 号様式。以下「変更・還付申請書」という。)に使用許可書を添えて、指定管理者に申請しなければならない。

2 (略)

(利用料金の減免)

第 1 0 条 利用料金の減免を受けようとする者は、四日市市公共施設利用料金減免申請書(第 1 0 号様式)に減免を必要とする理由を記載し、指定管理者に申請しなければならない。

(利用料金の納付)

第 1 1 条 条例第 5 条の規定による利用料金は、指定管理者の発する利用料金請求書によって納付しなければならない。

(使用の許可)

第 9 条 指定管理者は、運動施設の使用を許可したときは、専用使用の場合にあつては四日市市公共施設使用許可書(第 4 号様式)を、個人使用の場合にあつては、四日市市運動施設個人使用券(第 5 号様式から第 1 0 号様式まで)を申請者に交付するものとする。

2 (略)

(使用の変更等)

第 1 0 条 使用者は、使用許可書に記載された事項を変更し、又は使用を取り消そうとするときは、四日市市公共施設使用変更(取消)・還付申請書(第 1 1 号様式。以下「変更・還付申請書」という。)に使用許可書を添えて、指定管理者に申請しなければならない。

2 (略)

(利用料金の減免)

第 1 1 条 利用料金の減免を受けようとする者は、四日市市公共施設利用料金減免申請書(第 1 2 号様式)に減免を必要とする理由を記載し、指定管理者に申請しなければならない。

(利用料金の納付)

第 1 2 条 条例第 7 条の規定による利用料金は、指定管理者の発する利用料金請求書によって納付しなければならない。

ただし、個人使用に係る利用料金の納入通知は、口頭で行うものとする。

(設備器具等の利用料金)

第12条 (略)

(利用料金の還付)

第13条 指定管理者は、条例第7条ただし書の規定により、使用者が次の表の左欄に掲げる場合に該当するときは、既納の利用料金(設備器具及び備付物品の利用料金を含む。)について、それぞれ同表の右欄に掲げる額を還付することができる。

--

2及び3 (略)

(使用者の遵守事項)

第14条 (略)

(入場の制限)

第15条 (略)

(特別設備の申請)

第16条 条例第10条の規定による特別の設備の許可を受けようとする者は、指定管理者に対し、文書で申請しなければならない。

(係員の入場)

第17条 (略)

ただし、個人使用に係る利用料金の納入通知は、口頭で行うものとする。

(設備器具等の利用料金)

第13条 (略)

(利用料金の還付)

第14条 指定管理者は、条例第9条ただし書の規定により、使用者が次の表の左欄に掲げる場合に該当するときは、既納の利用料金(設備器具及び備付物品の利用料金を含む。)について、それぞれ同表の右欄に掲げる額を還付することができる。

--

2及び3 (略)

(使用者の遵守事項)

第15条 (略)

(入場の制限)

第16条 (略)

(特別設備の申請)

第17条 条例第12条の規定による特別の設備の許可を受けようとする者は、指定管理者に対し、文書で申請しなければならない。

(係員の入場)

第18条 (略)

<p>(事故報告)</p> <p><u>第18条</u> (略)</p> <p>(使用後の届出)</p> <p><u>第19条</u> (略)</p> <p>(指定管理者による管理)</p> <p><u>第20条</u> <u>条例第14条第1項</u>の規定に基づき、指定管理者が管理する運動施設は、次の各号に掲げる全ての運動施設とする。</p> <p>(1)から(23)まで (略)</p> <p>(24) <u>四日市市鈴鹿川グラウンドゴルフ場</u></p> <p>(25)から(27)まで (略)</p> <p>(28) <u>四日市市桜テニスコート(以下「桜テニスコート」という。)</u></p> <p>(29) <u>四日市市桜多目的広場(以下「桜多目的広場」という。)</u></p> <p>(補則)</p> <p><u>第21条</u> (略)</p>	<p>(事故報告)</p> <p><u>第19条</u> (略)</p> <p>(使用後の届出)</p> <p><u>第20条</u> (略)</p> <p>(指定管理者による管理)</p> <p><u>第21条</u> <u>条例第3条</u>の規定に基づき、指定管理者が管理する運動施設は、次の各号に掲げる全ての運動施設とする。</p> <p>(1)から(23)まで (略)</p> <p>(24) <u>鈴鹿川グラウンドゴルフ場</u></p> <p>(25)から(27)まで (略)</p> <p>(28) <u>四日市市桜テニスコート</u></p> <p>(29) <u>四日市市桜多目的広場</u></p> <p>(補則)</p> <p><u>第22条</u> (略)</p>
--	---

改正後
別表第2 (第7条関係)
(略)
備考 (略)

改正前

別表第2（第8条関係）

（略）

備考 （略）

改正後

別表第3（第12条関係）

設備器具等利用料金の上限額

施設名	種別	単位	金額（円）	備考	
野球場	（略）			BS0機の使用料は、霞ヶ浦第1スコアボード、第2スコアボード又は第3スコアボードを使用する場合は無料とする。	
	スコアボード	霞ヶ浦第1	1式1回 （全面）		2,320
			1式1回 （半面）		1,160
		霞ヶ浦第2及び霞ヶ浦第3	（略）		
	BS0機		（略）		
	照明装置	霞ヶ浦第1	半時間		2,420
		霞ヶ浦第3			（略）
（略）					
テニスセンター	（略）				
温水プール	競泳競技用具	1式1日	4,400		
	水球用具	1式1回	440		
	ポータブルワイヤレスアンプ（マイク付）	1式1回	220		
霞ヶ浦プール	競泳競技用具	1式1日	4,400		
霞ヶ浦体育館	（略）				

(略)

備考

1 から 4 まで (略)

改正前

別表第 3 (第 1 3 条関係)

設備器具等利用料金の上限額

施設名	種別	単位	金額 (円)	備考	
野球場	(略)			SBO機及び	
	スコアボード	霞ヶ浦第 1	1 式 1 回	2, 2 0 0	BSO機の利 用料金は、 霞ヶ浦第 1 スコア ボード、第 2 スコア ボード又 は第 3 ス コアボー ドを使用 する場合 は無料と する。
		霞ヶ浦第 2 及び霞 ヶ浦第 3	(略)		
	SBO機及びBSO機		(略)		
	照明装置	霞ヶ浦第 1	半時間	4, 4 0 0	
		霞ヶ浦第 3		(略)	
	(略)				
(略)					
テニスセンタ ー	(略)				
霞ヶ浦プール	拡声装置	1 式 1 回	4 4 0		
	ストップウォッチ	1 個 1 回	6 0		
	水球用具	1 式 1 回	4 4 0		
	ペースタイマー	1 個 1 回	2 2 0		
霞ヶ浦体育館	(略)				
(略)					

備考

1 から 4 まで (略)

第 1 号様式を次のように改める。

第1号様式（第4条関係）

四日市市公共施設使用許可申請書

受付番号
申込日

◎申請者情報
利用者番号
利用者名
住所
電話番号

◎使用情報
利用施設
利用目的
利用人数

◎使用一覧

	利用日	室場（備品）	利用料	延長	請求額
	利用時間		減免	割増	
		計			
備考			請求合計額		
			収納済額		
			支払方法		

第 2 号様式及び第 3 号様式を削る。

第 4 号様式を次のように改め、同様式を第 2 号様式とする。

第2号様式（第8条関係）

四日市市公共施設使用許可書

受付番号
 申込日
 承認日

◎申請者情報
 利用者番号
 利用者名
 住所
 電話番号

◎使用情報
 利用施設
 利用目的
 利用人数

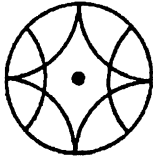
◎使用一覧

	利用日	室場（備品）	利用料	延長	請求額
	利用時間		減免	割増	
		計			
備考			請求合計額		
			収納済額		
			支払方法		

第5号様式を第3号様式とし、第6条様式を第4号様式とする。

第3号様式（第8条関係）

（表）

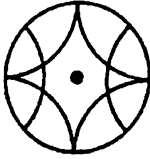
No.	四 日 市 市 運 動 施 設	個 人 使 用 券	円	退 場 時 刻
		指 定 管 理 者		

（裏）

注 意 事 項
1 使用時間は、2時間以内とします。 <u>ただし、温水プールは除く。</u>
2 入退場時及び係員が求めたときは、本券を提示してください。
3 本券は他人に貸したり、譲渡することはできません。
4 本券を紛失したときは、改めて料金を申し受けます。

第4号様式（第8条関係）

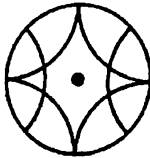
（表紙表）

運動施設共通回数使用券		No.
使用できる施設	中央第2体育館 霞ヶ浦プール 三滝武道館	中央陸上競技場 松原テニスコート 楠体育館
有効期間	年 月 日まで	
	円	
	（上記金額には消費税を含んでいます。）	
※ 本券切離し無効 指定管理者		

（表紙裏）

注 意 事 項	
1 本券の使用区分は、次のとおりとします。 1回2時間につき1枚	
2 入退場及び係員が求めたときは、本券を提示してください。	
3 本券を紛失したときは、改めて料金を申し受けます。	
4 本券は、入場前に切り離すと無効になります。	
5 本券発行後の払戻しはできません。	

（回数使用券）

運動施設共通回数使用券	
使用日	退場時刻
	

第7号様式を次のように改め、同様式を第5号様式とする。

（表紙表）

発行日	年	月	日
一般・中学生以下（人数 人）			
（高校生以上・0才から）			
金額		円	
購入時間	時	分	
退出時間	時	分	
四日市市霞ヶ浦プール			

霞ヶ浦プール（心身障害者）

発行日	年	月	日
心身障害者			
一般・中学生以下（人数 人）			
（高校生以上・0才から）			
金額		円	
購入時間	時	分	
退出時間	時	分	
四日市市霞ヶ浦プール			

第 8 号様式を第 6 号様式とし、第 9 条様式を第 7 号様式とし、第 1 0 号様式を第 8 号様式とする。

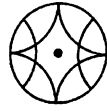
(表紙表)

発行日	年	月	日	No.
四 日 市 市 運 動 施 設				
一般・中学生以下 使用券				
人				
円				
(上記金額には消費税等を含んでいます)				
退場時刻		時	分	
入場時刻		時	分	

（表紙表）

温水プール

個人使用券



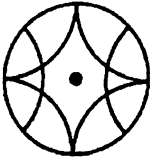
No

円

（上記金額には消費税等を含んでいます）

指定管理者

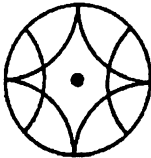
（表紙表）

温水プール回数使用券			
有効期間	年	月	日 まで
円			
（上記金額には消費税を含んでいます。）			
	※ 本券切離し無効 指定管理者		

（表紙裏）

注 意 事 項			
1	本券の使用区分は、つぎのとおりとします。 <u>1回につき1枚</u>		
2	入退場時及び係員が求めたときは、本券を提示してください。		
3	本券を紛失したときは、改めて料金を申し受けます。		
4	本券は、入場前に切り離すと無効になります。		
5	本券発行後の払戻しはできません。		

（回数使用券）

温水プール回数使用券	
	使用日
	
	No.

第 1 1 号様式を次のように改め、同様式を第 9 号様式とする。

第9号様式（第9条関係）

四日市市公共施設使用変更（取消）・還付申請書

受付番号
申込日

◎申請者情報
利用者番号
利用者名
住所
電話番号

◎使用情報
利用施設
利用目的
利用人数

◎還付情報
還付原因

◎使用一覧

	利用日	室場（備品）	利用料	延長	請求額
	利用時間		減免	割増	
		計			
備考			還付合計額		
			支払方法		

第 1 2 号様式を次のように改め、同様式を第 1 0 号様式とする。

第10号様式（第10条関係）

四日市市公共施設使用料減免申請書

受付番号
申込日

◎申請者情報
利用者番号
利用者名
住所
電話番号

◎使用情報
利用施設
利用目的
利用人数

◎減免情報
減免理由

◎使用一覧

	利用日	室場（備品）	利用料	延長	請求額
	利用時間		減免	割増	
		計			
備考			請求合計額		
			収納済額		
			支払方法		

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行前に改正前の四日市市運動施設の設置及び管理に関する条例施行規則の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、改正後の四日市市運動施設の設置及び管理に関する条例施行規則の相当規定によりなされたものとみなす。

(四日市市申請書等の押印の取扱いの特例に関する規則の一部改正)

- 3 四日市市申請書等の押印の取扱いの特例に関する規則（令和 3 年四日市市規則第 3 2 号）の一部を次のように改正する。

改正後		
(押印の省略)		
第 2 条 次の表の左欄に掲げる規則の規定する手続又は様式のうち、同表中欄に掲げる手続又は様式については、当該規則の規定に関わらず、押印を要しないものとする。ただし、同表右欄に掲げる条件を満たす場合に限る。		
規則名	手続又は様式	備考
(略)		
四日市市営住宅条例施行規則（平成 1 0 年四日市市規則第 2 号）	(略)	
四日市市橋北交流会館運動場の使用に関する規則（平成 3 0 年四日市市規則第 4 3 号）	(略)	
(略)		

改正前
(押印の省略)

第 2 条 次の表の左欄に掲げる規則の規定する手続又は様式のうち、同表中欄に掲げる手続又は様式については、当該規則の規定に関わらず、押印を要しないものとする。ただし、同表右欄に掲げる条件を満たす場合に限る。

規則名	手続又は様式	備考
(略)		
四日市市営住宅条例施行規則(平成10年四日市市規則第2号)	(略)	
<u>四日市市運動施設の設置及び管理に関する条例施行規則(平成30年四日市市規則第38号)</u>	<u>第11号様式</u>	<u>署名をした場合に限る。</u>
四日市市橋北交流会館運動場の使用に関する規則(平成30年四日市市規則第43号)	(略)	
(略)		

(シティプロモーション部スポーツ課)